

東総地区広域市町村圏事務組合議会規則の規 定の準用に関する規則

昭和 46 年 10 月 13 日

議 会 規 則 第 3 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日議会規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東総地区広域市町村圏事務組合議会の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(規則の規定の準用)

第 2 条 東総地区広域市町村圏事務組合議会の会議に関する規定は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定に基づき、匝瑳市議会会議規則(平成 18 年議会規則第 1 号)および匝瑳市議会傍聴規則(平成 18 年議会規則第 2 号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和 46 年 9 月 20 日から適用する。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日議会規則第 1 号)

この規則は、平成 18 年 1 月 23 日から施行する。